

那珂川市子どもにやさしいまちづくり推進会議の概要

1 子どもにやさしいまちづくり推進会議

(1) 設置の趣旨と目的

本市は、市民とともに、子どもの権利を保障し、子どもたちが心身ともに健やかに成長・発達することができる、子どもにやさしいまちづくりを進めていくため、那珂川市子どもの権利条例の策定に向け、令和元年度より大人及び子どもの意見を取り入れながら取り組んでまいりまして、ようやく今年4月に施行することができました。

条例施行に伴い、市は、条例に規定する事項を計画的に進めるため、さまざまな分野の関係者で構成し、施策状況の点検や評価、計画の改善等に関する審議を行う「那珂川市子どもにやさしいまちづくり推進会議」を設置し、意見を尋ね求めることとしております。

なお、当推進会議は、令和3年9月30日をもって廃止になる那珂川市子育て支援推進協議会の所掌事務を引き継ぐものであります。

那珂川市子育て支援推進協議会設置条例	那珂川市子どもの権利条例
(所掌事務) 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査及び協議する。 (1) 那珂川市次世代育成支援地域行動計画の策定に関すること。 (2) 那珂川市次世代育成支援地域行動計画及び子育て支援施策の推進に関すること。 (3) 子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務を処理すること。	(施策の推進) 第27条 市は、子どもの権利を保障し、この条例に規定する事項を計画的に進めるため、行動計画を定めます。 (子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置) 第28条 市は、行動計画に関することについて、多角的な意見を聴くため、那珂川市子どもにやさしいまちづくり推進会議を設置します。 (推進会議の職務) 第29条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次に掲げることを調査審議します。 (1) 行動計画の策定又は見直しに関すること。 (2) 行動計画の実施状況に関すること。 (3) その他施策の推進に関すること。 2 推進会議は、前項各号に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援法第77条第1項各号の事務を行います。

(2) 当推進会議の位置付け

当推進会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定並びに那珂川市子どもの権利条例（令和3年条例第5号）に基づき設置された那珂川市の附属機関です。

2 会議

(1) 会議の開催回数

会議は、年2回程度の開催を予定しています。会議の内容や進行状況によっては、回数が増減することも考えられますので、あらかじめご了承ください。

(2) 会議の開催日時

会議の具体的な開催日時については、多くの委員の皆さまが参加できる平日の昼間を設定したいと考えております。

(裏面へ続く)

3 委員

(1) 委員の任期

当推進会議委員の任期は、令和3年10月1日から令和5年9月30日までです。

(2) 委員の報酬・手当など

当推進会議委員は特別職の職員（非常勤）となり、「那珂川市特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和46年条例第4号）に基づき、報酬（日額4,100円）費用弁償（日額1,700円）を支給いたします。なお、県・市職員は支給されません。

(3) 事故等について

職務上に発生した災害に対する補償等については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例」（昭和43年条例第19号）の規定に準ずることになります。